

東松島市地域生産物加工施設(販売加工室)の利用に関する取扱い

産業部農林水産課
令和7年2月28日

1 利用者登録

- (1) 利用希望者は、利用申請をする前に利用者登録を行わなければならない。
- (2) 利用者登録の受付期間は、別に定め周知する。

2 利用申請

- (1) 利用登録者が利用申請することができる。
- (2) 利用登録者が多数の場合、抽選等を行い、利用者及び利用日を決定する。

3 利用申請の上限等

- (1) 1か月における利用者数の上限(以下、「利用枠数」という。)は、8者(団体)以内とし、そのうち、原則、市内の者を6枠以内、市外の者を2枠以内とする。
- (2) 1か月における1利用者が利用できる日数は、原則4日以内(うち、土日祝日は2日以内)とする。ただし、利用登録者数が利用枠数に満たない場合は、この限りではない。

4 利用者及び利用日の決定方法

利用登録者及び施設管理者(農林水産課)による、利用調整会議で決定する。ただし、利用登録者が多数の場合、抽選等を行う。

5 抽選の方法

- (1) 3の規定に基づき、市内の者、市外の者それぞれにおいて抽選を行い、利用優先順位を決定した上、順位上位の者から利用日を決定することができる。
- (2) 当該月の利用決定がならなかった者は、利用優先順に翌月以降の利用申請について優先されることがある。

6 利用者間の調整

決定前後において、利用者間合意の下、調整することができる。

7 その他

本取り扱いに定めのない事項については、その都度、施設管理者で決定する。